

タイル接着役物加工・タイル切断加工

東洋工芸 株式会社

契約同意書

〒507-0818 岐阜県多治見市大畑町 5-46-1
TEL:0572-23-8702 FAX:0572-23-9117

本契約同意書（以下、本文書）は、東洋工芸株式会社（以下、弊社）と弊社に発注いただきましたお客様（以下、お客様）との間で交わされるものです。本文書は、タイル接着役物加工およびタイル切断加工に関する弊社との契約に際して、お客様にご同意いただいた事項を記述しています。

1. 適用する版

本文書は、契約時に弊社が発行する「受注確認書」に記載された版のみを適用します。

2. 契約

2.1 契約の発生

弊社とお客様の契約関係は、弊社が「受注確認書」をお客様に提出した時点で発生するものとします。

2.2 契約文書

契約に際しては、本文書のほか、「受注確認書」、「形状図面」および「タイル接着加工品・先付け工法用タイルユニット製造要領書」（以下、「製造要領書」）を適用します。

「受注確認書」は、お客様からいただいた「注文書」の返信をもって代えさせていただきます場合があります。また、「受注確認書」の中でタイルの加工形状が示されている場合は、「受注確認書」は「形状図面」を兼ねるものとします。

なお、個別の契約に対して、本文書および「製造要領書」の一部を適用除外とする場合があります。その場合は、「受注確認書」にその旨明記するものとします。

2.3 契約完了

上記契約は、「受注確認書」に記載されたすべての加工品目および数量の受け渡しりが完了した時点で完了するものとします。

加工品目および数量の追加は、新規の契約として取り扱います。

2.4 契約のキャンセルおよび変更

お客様のご都合により、契約のキャンセルあるいは変更をされる場合は、それまでに弊社で発生した費用（加工費用、運送費用、保管費用、連絡・手配費用）を申し受けます。

3. 運送費用

弊社からお客様への製品の輸送において発生する運送費用は、お客様がご負担ください。

なお、弊社とお客様が特に運送費用込み（着値）の加工単価で契約した場合でも、お客様のご都合により10ケース未満で出荷させていただく場合は、お客様が運送費用をご負担ください。

4. 預り品に関する責任

4.1 材料タイルのロス

弊社で加工するためにお客様からお預りした材料タイル（以下、預り品）は、弊社でのロス率3%あるいは弊社での加工済製品換算で5個のうち多い方のロス数量までを許容いただきます。ただし、預り品が JIS A 5209-1994 に適合していない場合は、これ以上のロスが発生した場合でも弊社は責任を負いかねます。

4.2 弊社での保管

預り品は、契約完了後、速やかにお引取りいただきます。弊社とお客様が特に取り決めを行った場合を除いて、契約完了後弊社での保管期間が2ヶ月以上経過した預り品は、順次廃棄致します。

弊社とお客様が、契約完了後も預かり品を弊社で保管することを取り決めた場合は、1カートンにつき保管費用を1ヶ月100円申し受けます。

弊社が、預り品を返却あるいは廃棄する場合は、返却あるいは廃棄にかかわる費用を実費申し受けます。ただし、契約完了後に余った預り品が、一契約につき1ケース以下の場合、あるいは弊社で加工したタイル数量の3%に満たない場合、お客様のご希望に応じて、弊社にて無料で廃棄致します。

なお、預り品が、弊社の過失によらず損傷・紛失した場合は、その責任を負いかねます。

5. 不良品に対する補償

弊社よりお客様に引き渡した製品が、契約通りの仕様でない場合は、弊社にて相当品目および数量を無償生産および無償出荷、又は、その品目および数量の相当額を返却致します。ただし、それ以上の責任は負いかねます。

また、陶磁器質タイルの性質上、弊社がお客様に引き渡した製品の中にカケや割れなどの損傷あるいは破損があった場合でも、品目ごとに3%（小数点以下切り上げ）あるいは2個のうち多い方の数量までを許容いただきます。なお、上記損傷あるいは破損がこの数量を上回った場合は、弊社にて相当品目および数量を無償生産および無償出荷致し、又は、その品目および数量の相当額を返却致します。ただし、それ以上の責任は負いかねます。

不良品に関しては、弊社担当者が製品の検証をさせていただく場合がありますので、ご協力ください。

なお、弊社よりお客様に引き渡した製品が、弊社の過失によらず損傷・紛失した場合は、その責任を負いかねます。

6. 納期遅延に対する補償

お客様のご都合により、弊社にて材料タイルの受入が遅れた場合は、納期を遵守できない場合があります。

弊社よりお客様に引き渡す製品が、弊社の過失により契約通りの期日に納入できなかった場合は、お客様と協議の上補償の方法を決定し、実行致します。

7. 切断製品の乾燥

弊社で切断加工のみを行った製品（以下、切断加工品）の乾燥は、完全ではありません。切断加工品の乾燥の程度は、その製品を梱包したダンボール箱が湿気のために壊れて運搬ができなくなるのを避けられる程度とします。ただし、弊社で切断した製品をユニット加工に使用することが受注時に明確になっている場合は、切断加工品の乾燥の程度は、ユニット加工に著しい支障が生じない程度とします。